
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和 7 年下川町議会定例会を再開し、3 月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、5 番 大西 功 議員及び 6 番 斉藤好信 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 7 年下川町議会定例会 3 月定例会議の運営について、去る 2 月 26 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について、御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

3 月定例会議の提案事項については、町長提案が 29 件で、内容は、令和 8 年度町政執行方針及び教育行政執行方針、行政報告 4 件、条例改正 5 件、条例廃止 2 件、一般議案 1 件、補正予算 7 件、令和 8 年度各種会計予算 7 件、報告 2 件でありました。

また、議会提案は 2 件で、内容は、委員会報告 1 件、委員会審査報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、3 月定例会議の審議を要する期間については、本日 3 月 4 日から 16 日までの 13 日間とすることとし、本会議については、本日 4 日、11 日及び 16 日の 3 日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。令和 8 年度下川町各種会計予算 7 件は、予算審査特別委員会を設置して審査を付託し、今定例会議中の 5 日、6 日、9 日及び 12 日の 4 日間の日程で審査をしていただくことにしました。

その他の町長提案 22 件、議会提案 2 件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、一般質問についてですが、11 日に行い、通告期限は 3 月 5 日、午前 10 時までとしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、3 月定例会議の審議を要する期間について、本日 4 日から 16 日までの 13 日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 異議なしと認め、3月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日4日から16日までの13日間とします。

○議長(我孫子洋昌君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(我孫子洋昌君) 日程第4 認定第1号「令和6年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案については、決算認定特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長(大西 功君) 令和7年9月定例会議において当委員会に付託を受けました、認定第1号 令和6年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について、当委員会における審査の経過と結果について、次のとおり報告いたします。

認定第1号の令和6年度下川町各種会計歳入歳出決算認定につきましては、令和7年11月26日に開催された11月臨時会議で中間報告したところであります。

中間報告では、決算状況と理事者への見解及び審査意見を述べさせていただきましたが、令和6年度下川町各種会計歳入歳出決算については、五味温泉指定管理料に関する部分を除き、予算の目的に沿った効果的な運用が図られており、全体としては適当と認められる旨を報告いたしました。

一方で、五味温泉指定管理料については、五味温泉の決算において不明金が生じていることが判明し、中間報告を行った時点においても関係機関による調査が進められているため、当委員会としては必要な情報を得たうえで判断を下すべきと考え、継続審査とした次第であります。

その後、事実関係の解明を待つべく、警察による捜査の進展を注視してきましたが、地方自治法の規定に基づく決算認定の期限及び行政運営の停滞を避けるべき観点から、当委員会としては、現段階において一定の判断を下すべき時期に至ったと判断いたしました。

令和8年2月24日に当委員会を開催し、副町長及び産業振興課長の出席を求め、現在の捜査状況、町としての再発防止策についてなど、説明を求めたところであります。

現時点においても警察の捜査は継続中であり、最終的な結論が出るまでにはなお時間を要する状況にあること、また、本日開催の本会議で行政報告を行う予定であるなどの説明を受けました。

その後行われた委員間討議では、「指定管理者による再発防止及び業務改善計画の策定と町の指導・監督機能を更に強化していくという点については、一定程度評価できる。」、「町民に対しての説明が不十分であり、町の関わりについても、指導、監督する立場としての機能は充分ではなかったと考える。」などの意見がありました。

以上を踏まえ、当委員会として次の意見を付すものであります。

「これまで町の指導、監督機能が十分であったとは言い難い。今後は指定管理者との連携をこれまで以上に密にし、一体となって再発防止及び経営改善に取り組むこと。」

「町民の不安解消と信頼回復に向けて、警察による捜査に進展があった時や全容が解決した際には、迅速かつ丁寧な説明を行なうこと。」

以上、審査の結果として、当委員会は令和6年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について、賛成者多数により認定すべきものと決定しましたので、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） 認定第1号 令和6年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をします。

今回は、指定管理者制度の五味温泉の指定管理に係る決算認定について、行政効果が適正に機能されていないのではないかという疑義から、決算認定特別委員会の判断として継続審査がされたものであります。

決算認定特別委員会の中間報告といたしましては、この指定管理の決算に係る部分を除く決算処理については、適正に処理をされているという報告をしているところであり、当該指定管理の決算処理に関する疑義を除き、適正に処理をされているとの中間報告がされたものであります。

令和8年度の各種会計推進施策・事業概要に係る予算概要作成については、決算認定の疑義の部分を明確に示しながら、令和8年の行政執行施策に影響を与えないよう配慮された報告がされました。

昨年5月に五味温泉指定管理者内に、決算において不明金が発生している疑いが報道され、本町に衝撃が走りました。

この度の決算認定においても、このことを重く受け止め、採決までに捜査が終わるのではないかという見込みの下、決算認定特別委員会としては継続審査として、その捜査結果を見て判断すべきものとなりました。結果的に捜査は現在も継続中であるということのよ

うでございます。

この中で、2月24日に行われました決算認定特別委員会において、令和6年度決算審査の認定が妥当かどうかといった判断をするためには判断材料が乏しいとの決算認定特別委員長の判断から、理事者に委員会として説明を求め、現在把握している捜査の状況、指定管理者の今の対策状況、行政としての今後の対応についての説明を受け、指定管理者制度の性質上、行政が指定管理者へ介入をしていくことは望ましいことではないものの、監査や監督庁のチェックについては、今までよりも強いチェックがされていくものとの言質をいただくことができました。

このことから、令和6年度の当該指定管理に係る予算執行に関する概算設定や交付金根拠については、過去の営業実績等を根拠とした交付金を算定している部分については適正であり、著しい効果不足、予算の流用、目的外使用については現在捜査中とありますが、行政内の処理としては、指定管理者への交付までの評価は適切であるものと私は評価しております。

ただし、このような事案が発生し、町民に大きな心配を与え、指定管理施設運営のために充てられた交付金が、我々の期待する行政効果として最大限適切に使われていなかったのではないかと疑義を生み出してしまった部分については、指導監督を担う行政側において全く問題がなかったとは言いきれない部分もあると思います。

また、議会や町民への疑念の払拭についても、説明不足感が否めず、決算認定特別委員会として継続審査となってから、その後の対策や捜査状況、町民に対する説明責任という部分においても、町議会にも町民にも積極的に説明を行ってきたとは言えない状況でした。

24日の決算認定特別委員会の説明についても、不足する情報について、委員長から理事者が説明を求められてされたものであり、継続審査となった後も疑念の払拭や解決に向けた説明責任を積極的に果たしてこなかったという印象があります。

町民に向けた説明についても、本日、行政報告で説明すべきと判断されたことは評価しますが、もう少し早いタイミングで説明をして欲しかったという気持ちであります。

先月24日の説明を基に、26日の決算認定特別委員会において、委員間討議と採決が行われました。

委員間討議の中でも、各委員の受け止め方で大きく意見が分かれ、議会の役割、議員の資質や本懐に触れる部分まで、委員の置かれた立場から大きな議論を経て採決がされました。したがって、委員長も委員も採決に向けていろいろな思いを持ちながら、採決という委員会付託としての方向性を示したものであります。

私がこの中で賛成の立場を示したことは、予算執行に関しては説明に基づく根拠があり、執行までのプロセスにおいては遵法精神にのっとり指定管理者制度が行われたことに対しては否定する物証がないということであります。

また、本会議での決算認定の採決は、令和6年度の決算認定の全てを認定するか、またその全てを不認定とするかという大きな判断になります。

現在、当該指定管理組織内で起きた事件については、まだ捜査が完了しておりませんので、今後捜査が完了し次第、行政側より適切な説明責任を果たし、対応されるものと思います。

以上の理由から、令和6年度下川町各種会計歳入歳出決算認定については、可決すべきものであると私は判断したものであります。議員各位の御理解を賜り、適切な判断がされますことをお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 町長より「令和8年度町政執行方針」の表明があります。

町長。

○町長（田村泰司君） 町政執行方針を述べさせていただく前に、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

令和7年下川町議会定例会3月定例会議の開会に当たりまして、議員各位には時節柄何かと御多用のところ、全員の出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会議に提案いたします案件につきましては、条例案件7件、単行案件1件、予算案件14件、そのほか報告案件、そして行政報告4件ということでございます。提案内容につきましては、提案時に説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、令和8年度の町政執行方針について述べさせていただきます。

令和7年下川町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、町政に関する所信と重点施策について申し上げます。

下川町は、先人の労苦とたゆまない努力により、幾多の困難を乗り越え、地域づくりを進めてまいりました。

現在の地域の現状は極めて厳しい状況であり、人口減少、少子高齢化、人材・担い手不足、財政問題、公共インフラ老朽化など多くの課題が山積しており、極めて厳しい状況で

あります。

このような状況の中、社会環境の変化や多様化する町民ニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応するとともに、第6期下川町総合計画の目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「2030年における下川町のありたい姿」の7つの目標の実現を目指し、その下支えとなる第9次行政改革大綱を着実に実行するとともに、施策・事業の実施に当たっては、脱炭素のまちづくりを念頭において進めてまいります。地域課題の解決と下川町の将来に向けた各種施策・事業を積極的に展開してまいりますので、議員並びに町民の皆さまにおかれましては、より一層の御理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度予算は、行財政の継続性に配慮しつつ、山積する課題を先送りすることなく、地域課題の解決と地域の活性化を図るため、積極的な各種施策の横断的な展開に留意し、予算編成を行ったところであります。

本年度の予算規模は、一般会計で61億9,600万円、対前年度比2.1%増、介護保険特別会計で8億1,625万円、対前年度比1.2%増、国民健康保険事業特別会計で4億7,491万円、対前年度比2.1%減、後期高齢者医療特別会計で8,810万円、対前年度比19.3%増、下水道事業会計で5億6,524万2,000円、対前年度比10.9%増、簡易水道事業会計で2億7,924万9,000円、対前年度比13.1%減、病院事業会計で6億3,544万7,000円、対前年度比2.0%減、7会計総額では90億5,519万8,000円で、対前年度比1.6%増となりました。

第6期下川町総合計画の分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であり、ネットワークづくりと、お互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進してまいります。

また、高齢者等が自立した生活を送り、適切な介護予防サービスが受けられるよう、在宅における介護予防事業を推進するとともに、共生型住まいの場「ぬく森」の効率的・効果的な運営手法を検討してまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、様々な視点から必要な人材の確保に向けた検討や、各施設の連携強化を図り、「地域包括ケアシステム」を推進してまいります。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度につきましては、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営してまいります。

今後も、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して給付と負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

また、介護保険事業につきましては、住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるよう、第9期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

す。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

令和3年8月以来、無歯科医地区となっている本町におきましては、歯科保健及び歯科医療の提供体制の確保が喫緊の課題となっていることから、歯科診療所の誘致に努めてまいります。

このほか、高血圧、肥満による重症化が多い実態から、生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命の延伸と生活の質の維持・向上を目指し、町民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、母子保健事業、各種健診、がん検診、健康相談及び健康教育を実施し、地域の健康課題を踏まえた生活支援や環境づくりのため、関係部署・機関との連携に努めてまいります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種につきましては、医療機関と連携し、有効性を理解した上で効果的に接種ができるよう努めてまいります。

第4は、医療対策であります。

町立下川病院は、町内唯一の医療機関であり、日常の医療を担う「かかりつけ医」及び「地域包括ケアシステム」の拠点としての役割を担っており、身近な医療機関として、訪問診療・訪問看護にも積極的に取り組むほか、安定した医療体制や医療安全を確保するため、医療機器の更新や人材確保を行い、患者サービスの向上に努めてまいります。

また、名寄市立総合病院等との医療連携ネットワークをいかして、機能・役割分担を図るとともに、在宅等への復帰支援や介護施設と連携を継続し、患者や家族に寄り添った医療提供に努めてまいります。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

住み慣れた地域で、安心して生活することができるよう、介護予防事業の取組に努めてまいります。

また、日常生活支援、介護サービスなどの相談支援、特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進のほか、見守りシステムなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や、在宅医療と介護の連携、住民主体の支え合い活動を支援し、地域で安心して在宅生活が送れるよう施策を推進してまいります。

また、認知症の予防、普及啓発など、住民同士の支え合いによる地域づくりを推進してまいります。

特別養護老人ホーム「あけぼの園」等高齢者福祉施設につきましては、介護サービスの充実と介護予防、自立支援の推進に努め、安定的かつ適正な施設運営を進めてまいります。

介護の質の向上、人権擁護や事故防止の徹底、医療と介護の連携強化を図るとともに、施設の老朽化対策や労働環境の改善に取り組んでまいります。あわせて、関係機関との連携や外国人材の受け入れ等により人材の確保・育成を進め、持続可能な運営体制の確立を目指してまいります。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

認定こども園「こどものもり」におきましては、入園や一時保育の児童の受け入れを生

後 6 か月に引き下げるとともに、「こども誰でも通園制度」を円滑に実施し、多様な保育ニーズに応えてまいります。

また、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業を維持しつつ、早期から切れ目のない包括的で継続的な子育て支援を実施する「下川町こども家庭センター」を設置し、子育てサービスの充実を図ってまいります。

なお、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第 7 は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の充実を図るなど、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施してまいります。

障害者支援施設「山びこ学園」及び障害者グループホーム「ういる」の運営につきましては、利用者の重度重複障がいや高齢化等に対応した生活支援の充実を図り、生活支援員等の人材確保と育成により、個々の障がい特性に応じた適切なサービス提供の維持向上に努めてまいります。

また、利用者が、安全・安心で快適に生活できる環境づくりに努めるとともに、地域の皆さまとの交流活動や農福連携等を深めながら、日中活動支援の幅を拡げ、利用者一人一人に寄り添い「自分らしく」生き生きと過ごせる社会参加の機会提供に努めてまいります。

次に、第 2 点目の分野方針「教育」であります。

教育行政につきましては、教育長から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

第 6 期下川町総合計画の将来像を達成するための 7 つのありたい姿の一つ、「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を実現していくために、次の 4 項目を重点に推進してまいります。

第 1 は、学校教育についてであります。

学校教育につきましては、令和 7 年度より小中一貫教育を開始しており、質の高い学校教育の推進のため、義務教育 9 年間を見通した学校づくりに努めてまいります。

また、子どもたちの学習機会の維持を目的とした、将来的な義務教育学校への移行について調査、検討してまいります。

部活動の地域移行につきましては、令和 9 年度からの本格的な運用を目指し、令和 8 年度から段階的に実施してまいります。

第 2 は、生涯学習についてであります。

町民が潤いのある生活をするため、生涯各期における自主学習、スポーツ・文化活動を支援してまいります。

地域共育ビジョンの推進につきましては、学校・家庭・地域が連携し、町民の皆さまの御支援と御協力をいただき、子供が地域の中で様々な経験をしながら学び育つ環境をつくることできるよう進めてまいります。

公民館につきましては、町民の学びと交流など「生涯学習活動」を促進するために利用しやすい施設となるよう、調査、検討を進めてまいります。

第 3 は、生涯スポーツの振興であります。

町民の健康に対する関心が高まっており、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる生涯スポーツを支援してまいります。

また、各種競技大会の内容やスポーツ団体活動等の支援を行うとともに、安全・安心に利用できるよう維持してまいります。

さらに、ノルディックスキー競技において、専門指導員を中心に、引き続き小中高一貫指導による選手の育成を進めてまいります。

第4は、芸術・文化の振興であります。

個性あふれる文化活動の支援をするとともに、芸術文化に触れる機会を確保してまいります。

また、町民の皆さまの郷土^{ふるさと}に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の普及に努めるとともに、文化財の保護に努めてまいります。

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります。次の14項目を重点に推進してまいります。

第1は、土地利用・市街地対策であります。

人口減少や少子高齢社会の進展、社会環境の変化や公共施設の老朽化などの課題を踏まえ、平成31年3月に策定しました「都市計画マスタープラン」の改定に着手し、市街地における公共施設の再編などの今後の方針、方向性について、調査、検討の議論を進めてまいります。

第2は、景観・公園の整備であります。

公園は、自然とのふれあいやレクリエーション等の多様な活動の拠点となっていることから、安全・安心で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

第3は、住宅対策であります。

これまで、多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公共と民間のバランスのとれた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、計画的な公営住宅等の整備や改修等、住環境の整備を進めてまいります。

また、住宅の新築や改修等の支援など、民間活力による良質な住環境の整備を推進してまいります。

空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や解体費用を支援し、快適で安全・安心な暮らしを確保するとともに、空き家調査や空き家バンクの運営など、空き家流動化促進に向けた取組を進め、住宅不足の解消に努めてまいります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

安全で快適な道路交通を確保するため、道路改良や維持補修を実施するとともに、橋梁の長寿命化を計画的に進めてまいります。

また、路肩の草刈りや路面清掃等、交通環境の整備・保全に努めてまいります。

第5は、積雪対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、ICT技術による効率的かつ効果的な除排雪事業に努めるとともに、宅地の自主的な排雪処理や屋根の雪下ろしに支援を行い、冬期間の快適な住環境の確保に努めてまいります。

第6は、上水道事業であります。

安全・安心で安定した水道水の供給のため、「簡易水道事業全体計画」に基づき、水道施設等の計画的な更新を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、将来にわたって安定的に事業を継続できるよう、料金改定に向けた調査、検討を進めてまいります。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設等の計画的な更新を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、上水道事業同様に料金改定に向けた調査、検討を進めてまいります。

第8は、公共交通の対策であります。

基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保とともに、地域公共交通である「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全・安心な暮らしと、利便性の向上に努めてまいります。

また、引き続き地域おこし協力隊制度を活用し、地元商店等からの宅配を実施し、住民の生活支援及び地域公共交通の維持のため、これまで実証をしてきた事業の利用拡大や、運用の効率化に努めてまいります。

第9は、環境保全の対策であります。

1点目は、「2050 ゼロカーボンしもかわ」の実現に向けた取組であります。

世界では、平均気温が一時的に1.5℃を超える状況が観測され、もはや猶予のない「気候危機」として認識されており、化石燃料から再生可能エネルギーへの移行が経済成長のエンジンと捉えて強力に推進されております。

日本は、2050年のカーボンニュートラルに向け、経済成長と環境対策を両立させる「GX（グリーントランスフォーメーション）」を国策の柱としており、2026年度からは企業の二酸化炭素排出にコストを課す「排出量取引制度」の本格的な運用が予定されております。

本町におきましても、2024年3月に策定した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の2050年の将来目標「カーボンネガティブ」の達成に向けて、温室効果ガス排出削減の取組への支援や普及啓発などを推進してまいります。

2点目は、廃棄物処理及び公衆衛生対策であります。

環境負荷の低減や環境美化の向上を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図ってまいります。

また、一般廃棄物の中間処理は、名寄地区衛生施設事務組合で広域処理されており、名寄地区一般廃棄物中間処理施設の建設と運用に向け、引き続き各関係機関と連携しながら推進するとともに、令和9年度から変更となる、ごみ処理方法や分別区分などに関する情報の発信や共有を積極的に行ってまいります。

さらに、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する経費を助成し、引き続き動物の愛護と適切な飼養管理の推進を図るとともに、生活環境の改善を図ってまいります。

第10は、交通安全・防犯・犯罪被害者等支援の対策であります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関との連携強化により、下川町は、本年 2 月 14 日に交通事故死ゼロ「3900 日」を達成し、現在も更新しているところであります。引き続き町民一人一人の交通安全・防犯意識の高揚を図り、安全・安心なまちづくりを進めるため、関係団体と連携して、交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

また、運転に不安を感じる高齢者が免許証を返納しやすい環境を整え、高齢者による交通事故を未然に防ぐため、地域公共交通である「予約型乗り合いタクシー」等の利用の周知とあわせて、関係機関とともに高齢者の運転免許証自主返納を推進してまいります。

犯罪被害者等支援対策につきましては、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を受けた被害者及びその家族等に対して、受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、町民が安全で安心して暮らせるため、被害防止対策を進めるとともに、必要な支援を適切に途切れることのないよう、関係機関と連携し施策を推進してまいります。

第 11 は、消費生活対策であります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への被害防止対策を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を確保してまいります。

また、持続可能な地域社会の実現に向けた消費生活運動に積極的に取り組んでいる下川消費者協会については、悪質商法への対策やスマホでの買い物など急速に進む消費生活のデジタル化に対応するための学びの機会、遊休品の資源化による埋立ごみの減量と地域コミュニティの醸成が期待される「ばくりっこ」の運営等活動への支援を通じて、環境や社会に配慮した消費行動を推進してまいります。

第 12 は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

今年度におきましては、背負式消火水のうの更新及び消火栓の更新を進め、消防装備及び消防施設整備を図り、消防力の充実強化を推進してまいります。

さらに、様々な救急事案に対応するため、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第 13 は、危機管理対策であります。

近年、各地において甚大な被害が発生していることから、防災訓練等を実施し、自助、共助など町民の防災意識の向上を図るとともに、防災と福祉の連携による避難行動要支援者個別計画の策定を推進してまいります。

また、災害対応などの危機管理体制の充実のため、防災情報等一斉配信システムを導入してまいります。

第 14 は、情報化の推進であります。

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を推進するため、情報通信技術の進展の動向や情報提供方法等について調査をし、情報格差が生じないよう従来の紙媒体による情報提供を併用しながら、ホームページ、スマホ役場、UHB 地デジ広報等のデジタル媒体を活用した情報提供の充実に努めてまいります。

デジタル情報の通信施設である地域情報通信基盤施設の光ファイバー網等を活用したテレビ難視聴地域への地デジ放送につきましては、通信施設の空調及び補助電源設備を更新してまいります。

また、令和6年度末をもって運用を廃止した「行政情報告知端末」の、屋外ケーブル等の撤去事業を引き続き行ってまいります。

次に、第4点目の「産業」であります。全産業に共通する人材不足やエネルギーコストの高騰などに対応するため、下川町産業振興基本条例に基づく人材確保やデジタル技術の活用、エネルギーコストの削減に資する取組を積極的に支援を行い、次の4項目を重点に推進いたします。

第1は、農業であります。

農業においては、飼料、肥料やエネルギー価格の高騰など、生産コストに影響し、経営環境は厳しい状況にあるとともに、高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く情勢は厳しく、大きく変わりゆく時代にあります。

このような情勢に対応し、農業者を支えるため、次の6点を重点に農業施策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策であります。

農業振興は、地域の活力を維持するために極めて重要であることから、関係機関と連携し農業者に対する支援を講じてまいります。

2点目は、環境に配慮した農業の推進であります。

農村が持つ多面的な機能が発揮できるよう、日本型直接支払制度を活用して集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良材活用による環境保全型農業を推進するため、指定管理者による土壌改良施設の効果的な運営に努めてまいります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、農地利用の集積化を図るとともに、地域活性化起業人制度を活用し、農地基盤整備に向けた調査等を進めてまいります。

また、自給飼料の生産性向上のため、草地整備改良などを支援してまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

生産性向上を図るため、暑熱対策やビニールハウスの更新等の資材費などに対して支援するとともに、JA北はるかが実施するフルーツトマト選果場の整備費用に対して支援してまいります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営の安定化を図るため、各農業関係の公共施設の円滑な運営や支援をしてまいります。

町営サンル牧場は、指定管理者による良質な粗飼料の生産及び飼養コストと労働時間の軽減を図り、酪農の経営安定化に資する施設として運営してまいります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大と育苗作業抑制のため、生産者の利活用に対して、支援してまいります。

農産物加工研究所は、公設民営方式により下川事業協同組合へ移行しておりますが、特産品であるトマトジュースの製造販売、民間知見による業務効率化と販路拡大を目指して

まいります。

6 点目は、担い手の確保・育成であります。

新規就農者の支援や確保に取り組むとともに、農業分野の労働力を確保して農業生産力を維持するため、外国人実習生の渡航費に対して支援してまいります。

第 2 は、林業・林産業であります。

林業・林産業においては、木造建築物の着工数が減少するなどの状況が続いているほか、エネルギーコストの高騰が経営を圧迫するなど厳しい状況が続いておりますが、木材製品価格の競争力強化のため、低コストで効率的な林業・林産業の構築により収益の向上を目指していく必要があります。

このため、豊かな森林資源を基盤とした雇用の確保、木材産業の安定化と地域経済の活性化を図るとともに、エネルギーの地消地産に向けて、次の 6 点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1 点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営の理念を基本としながら、森林認証基準に基づく計画的な森林整備の実施や上川北部森林管理署と連携して原木ストックヤードを共同で管理し、機動的な木材の安定供給による地域の林業・林産業の活性化を図ってまいります。

また、私有林整備に対する支援を推進し、民有林施業の活性化を図ってまいります。

2 点目は、路網整備の推進であります。

森林施業の効率化と生産コストの低減を図るため、計画的に林道の開設・改良事業を行い、地域林業の振興を図ってまいります。

3 点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材の確保や育成に向けて、北海道旭川農業高等学校森林科学科や関係機関との協力体制を継続してまいります。

4 点目は、林業・林産業の振興であります。

林業・林産業の振興を図るため、設備投資への支援を行うとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへ支援を行い、経営基盤の強化や安定化を図ってまいります。

また、林業を含めた産業間連携によるデジタル化を進めてまいります。

5 点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

安定した木質燃料の供給体制を確保し、指定管理者による木質原料製造施設の効果的な管理、運営を進めてまいります。

6 点目は、森林の利活用であります。

上川北部森林管理署と連携し、植樹祭や林業体験バスツアーを開催し、森林や林業の理解を深めてまいります。

第 3 は、野生鳥獣被害の防止であります。

野生鳥獣による生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るため、電牧柵の資材費の支援や、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手の確保に取り組んでまいります。

また、野生動物への理解を深めるための普及啓発や、野生動物の生息環境保全などの予防活動、町民の生活圏と野生動物の生息域を棲み分ける対策を推進してまいります。

第4は、商工業であります。

商工業におきましては、人口減少や経済規模の縮小が懸念される中、次の2点を重点に商工業施策を推進してまいります。

1点目は、商工業振興であります。

中小企業事業者に対し、経営基盤強化、起業化促進、資金調達などを支援して、雇用の維持や創出とともに地域経済の活性化を図ってまいります。特に、事業承継につきましては、関係機関と連携し、円滑な事業承継が進むよう支援してまいります。

また、下川町商工会と連携して、行政ポイントの発行と普及啓発を行い、消費の域内循環と政策効果の向上を図るとともに、特定地域づくり事業を支援し、地域全体での雇用創出、人材の確保に努めてまいります。

観光振興では、アイスクャンドルミュージアムなどのイベントを核とした交流人口の拡大や体験型観光の需要増加の流れを捉え、入込客数拡大を図ってまいります。

また、五味温泉の運営につきましては、指定管理者と連携し、地域活性化起業人等による経営のアドバイスを受けながら経営の改善に取り組んでまいります。

経済交流では、母村であります郡上市や友好都市であります横浜市戸塚区、誘致企業でありますスズキ株式会社、王子ホールディングス株式会社、戸田建設株式会社などとの経済交流を図ってまいります。

2点目は、一の橋バイオビレッジであります。

一の橋地域において、地域活力の再生と集落創生、持続可能な地域社会の構築を図ってまいります。

特用林産物栽培研究所につきましては、資材の高騰など厳しい運営状況ではありますが、生産量の増加を図るなど、安定的な運営を目指してまいります。

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域自治・地域内連携であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、多くの団体等との意見交換を通じて、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりであります。

町内外の多様な人材の活用を促すための基盤を構築し、町民の皆さまが主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進するとともに、「ありたい姿」の7つの目標の実現に向けて、生物多様性保全・自然再興、脱炭素などの社会潮流と下川町の強みや地域課題を結び付けた取組の実行など「持続可能な開発目標」の普及展開活動を行ってまいります。

また、中間支援組織「一般財団法人しもかわ地域振興機構」（通称「しもかわ財団」）と、地域の課題、まちづくりの方向性を共有し連携して取り組むとともに、しもかわ財団の体制強化への支援を行うことで、これまで行ってきた移住促進活動に加えて、定住促進活動を強化し、「つなぎ、ささえ、つくる」を活動方針として、「住みたい、住み続けたいまちづくり」を進めてまいります。

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、効率的・効果的な行政運営であります。

第6期下川町総合計画の、目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「ありたい姿」の7つの目標の実現に向けて、限られた財源の中で、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証を行ってまいります。

また、デジタル技術を積極的に活用した業務の効率化と、行政手続の利便性向上に向けて、地域活性化起業人制度によるデジタル専門人材の登用や、生成AIサービスの導入等による行政内部のデジタル化の推進を図るとともに、「スマホ役場」の充実など、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進してまいります。

第2は、持続可能な財政運営についてであります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保と更なる行財政改革を進め、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支」の黒字化を遵守し、持続可能な財政運営を進めてまいります。

町税等につきましては、税負担の公平性を確保するため課税客体の把握に努めるとともに、滞納整理の早期着手の取組など収納率の向上に引き続き努力を払い、適切な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

以上、町政執行に対する所信の一端を申し上げましたが、町民、職員の新たなチャレンジを大切に、子供からお年寄りまで、安心して暮らすことができる持続可能な地域社会を構築し、町民の皆さまにとって「住み続けたいと思うまち・住み続けられるまち」であるよう、下川町の未来を創ってまいる決意でありますので、議員並びに町民の皆さまのより一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、令和8年度の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で令和8年度町政執行方針を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第6 教育長より「令和8年度教育行政執行方針」の表明があります。

教育長。

○教育長（古屋宏彦君） 令和8年度教育行政執行方針、施策1 学校教育 推進施策1 小中学校教育の充実。

令和7年度から開始された施設分離型の小中一貫教育ですが、令和7年度中に新たな教育目標を策定し、令和8年度からの教育課程に反映させていくこととしています。また、算数への乗り入れ授業と数学の少人数制の取組を継続するとともに「中1 ギャップ」の緩和を図り、小学校において国語の専科教員を配置して読解力の維持向上を目指します。

これらと併せて「15歳のめざす姿」の達成に向けてそれぞれの教育実践を線で結び、9年間の学びの系統性・連続性をいかしたカリキュラムマネジメントの充実を図ります。なお、これらの取組を進めるために教育行政機関と学校現場を橋渡しする教育推進アドバイ

ザーを引き続き配置してまいります。

将来的に1学年の児童生徒が10人程度になることが想定されます。小中一貫教育の充実化を図りながら、適切な学校運営と子供たちの教育機会を維持することを目的とした義務教育学校への移行も検討してまいります。学校現場では、主体的、対話的で深い学びを意識し校内研修や下川町教育研究会の活動を通じて授業改善に取り組めます。

子供たちのいじめの早期発見と経過観察を通じて未然防止に努めるとともにICT教育推進に並行して情報モラル教育の充実化を図ります。

学校における働き方改革を一層進めるために教職員が担うべき職務、教育行政が担うべき業務、地域全体で担っていただける業務など可能なものから整理を進めます。

学校教育については、令和7年度に児童生徒全員に導入したタブレット端末による個別最適な学びの充実を図ります。新たなタブレットを導入して2年目を迎えて、授業はもとより自宅学習において様々な活用が期待されています。また、登校することが困難である児童生徒に向けてオンライン授業等による学習を支援するなど、学習機会を確保してまいります。

特別支援教育につきましては、児童生徒の特長に応じた教育環境を整えるため、特別支援学級において人数と種別に基づき算出する教職員の配置を求めてまいります。

部活動においては、令和9年度から本格的な移行と地域内における展開を進めてまいります。教職員の働き方改革の推進にも関わることから、指導することが可能な教職員並びに町民各位の御協力をいただきたいと切に願うものです。

また、小学1年生に入学する児童につきましては、小学校と認定こども園の情報共有を図り、新1年生が不安なく入学できる体制を整えられるよう幼児教育と小学校教育をつなぐ「懸け橋プログラム」を推進してまいります。

施策1 学校教育 推進施策2 下川商業高等学校への支援。

下川商業高校の存続に向けて、入学したいと思えるような高校の魅力化を支援してまいります。高校の存在は、町内在住の生徒から見て進学先として一つの選択肢となるばかりでなく、地域経済、物事の活性化並びに人材の輩出などの機能があり必要不可欠です。下川商業高校は北海道が設置者ですが、その存否は下川町のまちづくりに多大なる影響を及ぼすため、まちづくりの大きな柱として位置づけしながら振興施策を講ずるとともに、中学生から見た高校の魅力化など様々な視点をもって情報収集を進めてまいります。

施策2 生涯学習 推進施策3 生涯学習の振興。

生涯学習については、スポーツや文化芸術は、年齢に関係なく体力に合わせて、自ら進んで取り組むことが充実した時間につながります。また、単独や複数を問わず、興味を持って学び続けることは、様々な物事に触れる機会を作り、多様な人との関係性を築くことができます。公民館としては、自ら実践する、学びを深める、多様な方とつながり楽しむなど、生涯にわたり潤いを楽しむことができる芸術文化の取組を後押ししてまいります。

地域共育ビジョンの推進では、「2030年における下川町のありたい姿」のゴール7「子どもたちの笑顔を未来世代の幸せを育むまち」を目指すため、町民の皆さま、関係者の御理解と御協力をいただき、学校・家庭・地域が連携し、挑戦、包容力や寛容性、先見性、創造性などの「下川らしさ」を引き継ぎ、新しい地域社会を創るため、子供たちが自己有用感、自己効力感、自己肯定感を高め、健やかに成長するよう取り組んでまいります。

具体的には、地域共育ビジョンの推進を目的として、教育委員会に町民と学校をつなぐ調整役を担うコーディネーターを配置します。小学校及び中学校には週に一度以上の割合で派遣し、総合的な学習の円滑な授業進捗に必要な地域人材の紹介や調整を行います。下川商業高校の求めにより、地域の特色をいかした授業等を支援します。

また、子供たちの居場所づくりを推進して、多様な人間関係の構築を図るとともにコミュニティ・スクールを通じた地域一体型の学校運営などを支援してまいります。

子供の交流では、協定を締結している横浜市戸塚区と連携するとともに、郡上市内の中学校と下川中学校の生徒の交流を目指します。

公民館の利活用については、施設の利活用を活性化させるため、町民参加型の拠点施設を目指します。

児童室は、放課後児童対策として見守りする機能を有し、健全な遊びを与えて健康の増進や情操を豊かにする目的があります。放課後児童対策とキッズスクール事業を連動させながら「目標に向かって努力する力」「他者と協働する力」「感情をコントロールする力」など、生きていく上で必要となる非認知能力の育みに取り組んでまいります。

施策2 生涯学習 推進施策4 生涯スポーツの振興。

スキージャンプ選手の育成は、先人の苦勞があつて現在に至るまで引き継がれています。

ミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピックを含めて、多くの著名な選手を輩出しており、下川町の誇りとしてまちづくりに多大なる貢献を果たしてきました。今後におきましても、下川町の優位性が発揮できるスキージャンプ選手の育成と町内はもとより町外から育成を希望される生徒を受け入れるとともに、宿泊交流施設の計画的な補修に努めて生活拠点としての受け入れ体制を堅持してまいります。

施策2 生涯学習 推進施策5 芸術・文化の振興。

郷土芸能文化について、「上名寄郷土芸能保存会」を支援するとともに、伝承の機運を醸成しながら、次世代につなげられるよう取り組みます。

協定等を結んでいる市町村や団体等との文化交流は、関係団体との協力を得ながら徐々に進めてまいります。

文化財の活用については、昨年度に引き続き、ふるさと交流館や一の橋札天山収蔵館を予約制にて開館するとともに、語り部等の関係者の協力を得ながら、文化財とその時代背景を関連づけして、来館者に対して充実した内容を解説できるよう努めてまいります。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で令和8年度教育行政執行方針を終わります。

ここで、5分休憩を取ります。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時15分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第7 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） 4点について、行政報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、令和6年度決算における五味温泉の不明金について、御報告を申し上げます。

令和7年下川町議会6月定例会議において、一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社が令和6年度に実施した五味温泉運営事業決算で、2,402万1,455円の不明金が発見し、公社職員による関与が疑われる状況であることを御報告しましたが、その後の経過について、時系列で御報告申し上げます。

令和7年8月21日、町の要請などに基づき、公社理事会において「五味温泉不祥事再発防止及び業務改善計画書」を策定、令和7年8月26日、当該職員が、民事において横領した事実や損害賠償債務を負担していることを認め、公社と「債務弁済契約書」による契約を締結し、令和7年9月から毎月一定額を弁済しております。

令和7年9月26日、公社理事会において、当時の支配人の管理・監督が不十分であったことから、降格処分が決定しており、令和7年11月25日に自己都合により退職しております。

なお、当該職員については、令和7年5月29日の公社理事会において、懲戒解雇処分が決定され、既に解雇をされております。

また、令和7年11月4日には、強制執行認諾条項を付した「債務承認弁済契約公正証書」を作成し、当該職員が返済を滞った場合には、裁判手続を経ることなく差し押さえが可能となるよう公正証書を取り交わしております。

以上、御報告させていただきますが、本件につきましては、警察による捜査中の事案であり、詳細な事実関係につきましては、捜査が終了次第、改めて御報告申し上げます。

町民の皆さまには、御心配をおかけしているところでありますが、現在、五味温泉では、新支配人を中心に再発防止に取り組んでおりますので、町といたしまして、監督・指導してまいりますとともに、施設設置者として、町民の皆さまの不安解消とサービス向上のため、引き続き公社と連携して取り組んでまいります。

以上、議員各位、町民の皆さまの御理解を賜りますようお願い申し上げ、行政報告いたします。

2点目でございますけれども、令和8年度上川北部消防事務組合下川消防の概要について、御報告申し上げます。

消防行政につきましては、上川北部消防事務組合によって執行されているところでありますが、去る3月2日に第1回上川北部消防事務組合議会定例会が開催され、令和8年度一般会計予算について議決されたところであります。

令和8年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億315万7,000円、うち下川町分担金は1億7,188万7,000円とするもので、前年度比27.0%の減であります。

次に、下川消防費の歳入歳出予算につきましては1億5,831万1,000円で、前年度比35.1%の減であります。

主な事業といたしましては、装備備品で背負式消火水のうの購入に 63 万 8,000 円を計上しております。

また、消火栓の更新として 165 万 2,000 円を計上し、消防力の充実強化を進めてまいります。

次に、昨年の下川町の火災及び救急の状況について申し上げます。

火災につきましては、建物火災 1 件と車両火災 1 件で、前年比 1 件の増となり、今後とも町民への防火意識の啓発に努めるとともに、各事業所に対しても防火管理体制の指導強化を図り、火災予防を積極的に進めてまいります。

救急業務につきましては、昨年の出動件数は 134 件で、前年比 9 件の減となっており、128 人を医療機関に搬送しております。出動件数につきましては、ここ数年 140 件前後を推移している状況であり、今後も医療機関との連携体制の強化を図るとともに、各種感染症への感染防止対策を万全とし、救急救命士の処置拡大に伴う教育、救急隊員の訓練強化など、救急業務の高度化に努めてまいります。

次に、消防団の活動状況であります。災害出動 1 回のほか、昨年 8 月には、北海道消防大会が名寄市で開催され、全道の消防団員が集結し、安全・安心な地域づくりに向け、消防人としての役割の認識を新たにしたところであります。消防団員は現在 54 名であり、令和 7 年度につきましては、入団 2 名、退団 1 名で、前年比 1 名の増となっております。

消防団員の補充につきましては、依然厳しい状況であり、町民及び事業所等の理解を求めて団員の確保に努め、今後とも地域防災の中核として、地域に密着した活動を行ってまいります。

さて、近年は、地震や台風、豪雨がこれまでの常識を大きく超える大規模なものになっており、危険性を増大させております。幸いにも、下川町では大きな災害は発生しておりませんが、昨年 2 月には岩手県大船渡市で大規模森林火災が発生、4 月 1 日からは、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が開始されます。

少子高齢化が進んでいる昨今、災害時要支援者が増えることは、災害のリスクを高める要因でもあり、消防の責務は一段と重要性を増しております。

このような状況を踏まえ、町民が安全・安心で暮らせる地域社会の実現のため、関係機関と一層の連携を図り、地域防災力の充実強化に向けて努力してまいり所存であります。

以上、上川北部消防事務組合下川消防の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、3 点目でございます。令和 8 年度名寄地区衛生施設事務組合の概要について、御報告申し上げます。

去る 3 月 2 日に、第 1 回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会が開催され、令和 8 年度一般会計予算について、議決されたところであります。

令和 8 年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 43 億 9,709 万 7,000 円とするもので、前年度比 14.4%の増であります。

歳入では、分担金及び負担金で 33 億 3,004 万円、使用料及び手数料で 4,391 万 8,000 円、国庫支出金で 8 億 4,890 万 5,000 円、繰越金で 2,400 万円などであります。

次に歳出では、議会費で 122 万 5,000 円、総務費で 3,246 万 3,000 円、衛生費で 43 億

6,209万9,000円のほか、公債費で81万円、予備費で50万円であります。

なお、各市町村負担金内訳における部門ごとの負担金合計額につきましては、し尿処理部門で8,361万3,000円、炭化処理部門で2億5,293万2,000円、埋立処理部門で7,223万6,000円、次期一般廃棄物中間処理施設の整備に向けた一般廃棄物処理施設建設事業部門で29億2,125万9,000円となっております。

なお、本町の負担金につきましては、し尿処理部門で1,082万6,000円、炭化処理部門で1,198万5,000円、埋立処理部門で947万8,000円、一般廃棄物処理施設建設事業部門で4億27万1,000円となり、合計で4億3,256万円であります。

以上、名寄地区衛生施設事務組合の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4点目でございます。指定金融機関について、御報告申し上げます。

町では、地方自治法第235条第2項の規定による金融機関を「北星信用金庫」に指定し、町の公金の収納及び支出の事務を取り扱っていただいているところであり、引き続き令和8年度におきましても双方に異存がなく、また、従来の実績等を十分考慮し、契約に基づく自動更新をすることといたしましたので、議員各位の御了承をいただきたく、御報告申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第8 議案第53号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第53号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に伴い、下川町国民健康保険税条例においても一部を改正する必要性が生じたことから、関係する条項について改正を行うものであります。

主な改正内容を申し上げますと、「子ども・子育て支援納付金の導入」及び「国民健康保険税の資産割の廃止及びそれに伴う税率の変更」などの改正を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤英夫 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） それでは私の方から、議案第53号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明資料に基づきまして御説明をいたしま

す。

まず、今回の廃止についてですが、北海道国民健康保険運営方針という中で、全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料負担となるように、市町村が定める保険料率が道が示す全市町村の統一標準保険料率と同率とすることを定義されていることから、令和 12 年度を目途に保険料の水準の統一を目指してきたところでございます。

今回、令和 8 年度までに資産割の廃止ということが運営方針で示されていたことから、当町においても資産割の廃止を行うというものでございます。

この資産割につきましては、収益性のない居住用資産が多く、負担能力に直結していないことから、公平性の確保、低所得者や高齢者の負担軽減を行うために、今回、国民健康保険税の資産割を廃止させていただくことになります。

改正の概要といたしましては、表 1 にお示しのとおり、医療分におきまして、これまで資産割 60%かかっていたものを廃止する、同じく後期支援金分につきましても資産割につきまして廃止、介護納付金分につきましても資産割を廃止するという改正でございます。

表 2 の世帯別平等割でございますが、今回の改正に伴いまして、後期支援金分におきましては、特定世帯、特定継続世帯、上記以外の世帯ということで、掲載のとおりそれぞれ金額の引き上げを行うものでございます。また、子ども・子育て支援納付金が令和 8 年から実施されることになりまして、それぞれ掲載されております、特定世帯、特定継続世帯、上記以外の世帯につきましては、新たにそれぞれの平等割金額を追加するものでございます。

3 ページ目の資料を御覧ください。子ども・子育て支援納付金の創設ということで、表 2 の世帯別平等割のところ、子ども・子育て支援納付金の新規制定について述べたところでございますが、深刻化する少子化問題の解消と、次代を担う子ども・子育て世帯を社会全体で支える基盤を強化するため、「子ども・子育て支援納付金」を導入するというところで、今回、国民健康保険税の構成である「医療分・後期支援分・介護納付金」に新たに「子ども・子育て支援納付金」を追加させていただき、表 3 のとおりそれぞれ応能割、応益割で新たに基準に基づいて設定させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 53 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 議案第 54 号「下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 54 号 下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年 9 月に施行された、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、令和 7 年度末までに義務付けられている基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することに伴い、住民票等の証明書の交付に係る様式の変更等に対応するため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容を申し上げますと、住民票及び戸籍附票の様式について、世帯員が連記される様式へ変更されたことに伴い、住民票及び戸籍附票の交付手数料の交付単位を、「1 人」又は「1 枚」から「1 通」へ変更するものであります。

また、マイナンバーカード導入前の本人確認や電子証明書のオンライン申請をするために利用されていた住民基本台帳カードのサービスが令和 7 年 12 月末をもって終了したことに伴い、関係する項目について削るものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 54 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 10 議案第 55 号「下川町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 55 号 下川町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、特定公共賃貸住宅（単身者住宅）において、年齢要件による退去後、町内に適切な住宅が確保できず、やむを得ず町外へ転出する事案が確認されるなど、定住人口の減少への影響が危惧されることから、所要の改正を行うものです。

主な改正内容を申し上げますと、第 6 条の入居者の資格において、特定公共賃貸住宅（単身者住宅）の入居資格を 40 歳以下に引き上げるとともに、入居後は 66 歳に達するまで入居を可能とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 55 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 11 議案第 56 号「下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 56 号 下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、町営住宅において、近年、正当な理由なく、相当期間にわたり居住していないと認められる事案が確認されており、住宅に困窮する待機者が入居することができないなどの問題が生じていることから、所要の改正を行うものです。

主な改正内容を申し上げますと、第 11 条の使用の取消しにおいて、不適正使用に対する取消事由について、新たに規定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） 私の方から、議案第 56 号 下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例に関連して、1 点、質問をさせていただきます。

新年度予算の推進施策・事業概要を見たところ、町営住宅の管理戸数が 116 戸となっていたかと思いますが、このうち、相当期間空いている空き家状況についてでございますが、住宅の耐用年数も過ぎておりまして、入居募集をかけていない住宅も含むことになりますので御容赦ください。現在の空き家戸数は 32 戸でございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤英夫 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） 桜木議員の御質問にお答えいたします。

現状、町営住宅の空き家…相当期間空いている空き家状況についてでございますが、住宅の耐用年数も過ぎておりまして、入居募集をかけていない住宅も含むことになりますので御容赦ください。現在の空き家戸数は 32 戸でございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） 116 戸のうち 32 戸…耐用年数が過ぎている住宅もあるということでした。

先ほどの公共賃貸住宅の年齢制限の緩和…これも住宅の確保につながるというか、移住定住につながるかと思います。

本町は移住定住施策を積極的に推進しておりまして、その大事な要件として、住宅の確保…これは町政執行方針にも「住宅不足の解消に努めてまいります」と、そういう記述があります。これは空き家の利活用、公営住宅、町営住宅など、いろんな手段があるかと思いますが、特に町営住宅は、公営住宅のように収入基準がないはずですよ…ということから、即効性のある住宅確保対策であるのではないかと考えております。

こういう条例改正…工夫をされていて、住宅確保につながる、私としては良い例なのかなと考えております。まだ議案は議決されておりましたが、今後も創意工夫をしながら、住宅確保に向けて様々な工夫をしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 56 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 12 議案第 57 号「下川町国民健康保険条例及び下川町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 57 号 下川町国民健康保険条例及び下川町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険において、令和 5 年 5 月 7 日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者等に対し、傷病手当金を支給する取扱いを行ってきたところではありますが、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけられ、傷病手当金の支給も終了することとなったところです。

これにより、令和 5 年 5 月 7 日までの間に感染した場合の保険給付を受ける権利は、国民健康保険法第 110 条に基づき、その行使をすることができる時から 2 年を経過したときは、時効により消滅することから、関連する二つの条例に関し、所要の改正を行うものがあります。

主な改正内容を申し上げますと、第 1 条の下川町国民健康保険条例につきましては、制定附則において規定されている傷病手当金に関する取扱いを削るものであります。

第 2 条の下川町国民健康保険条例等の一部を改正する条例につきましては、附則において規定されている傷病手当金の支給の適用期間に関する取扱いを削るものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 57 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後 1 時 15 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 6 分

再 開 午後 1 時 1 5 分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 13 議案第 58 号「下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 58 号 下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、これまで本条例に基づき、指定管理者制度により管理を行ってきた公区会館において、建物や設備の老朽化が著しく進行し、改修費等の増大や安全性の確保といった課

題が顕在化している状況にあります。

こうした課題について、各公区との協議を重ねた結果、施設の現状や将来的な管理の在り方について、抜本的に見直すことが必要となったことから、本条例を廃止するものであります。

しかしながら、一部の公区においては、今後も公区会館を利用したい希望があるため、町といたしましては、公区会館を直営管理へ移行し、一定の条件を付した上で、当面の間は、現状を維持しながら利用できるように管理してまいります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤英夫 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） それでは私から、議案第 58 号 下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案件につきましては、下川町公共施設等総合管理計画及び下川町公共施設個別計画で、公共施設の更新、統廃合、配置見直し等についての計画が策定され、コミュニティ施設でもある公区会館についても対象公共施設として検討が行われ、第 9 次下川町行政改革大綱により、公区会館は施設の廃止、統廃合を行う方向で計画に位置づけられたところでございます。

現在、公区会館は 8 会館ありますが、いずれも 40 年以上が経過しており、老朽化が著しく、安全性の確保には大規模な修繕等が必要となり、また、利用実態や今後の町の財政状況を鑑みますと、公区会館の廃止、統廃合を行う方向性で、これまで公区制度検討委員会や公区長連絡協議会、公区長会議でも御説明をさせていただいたところでございますが、8 公区中 6 公区が廃止後も引き続き利用したい旨の申出があり、利用を希望される公区につきましては、廃止後も一定の要件、期限を設けながら、使用できるように直接管理を行うものでございます。

以上、議案説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番 斉藤好信 議員。

○6 番（斉藤好信君） 公区会館というのは、地域住民が、助け合いと地域ぐるみでのきずなを深める場…コミュニティの場だと思います。

それで今回、使用頻度が高いとか…そういう面で一部の公区会館が直営になるわけですが、直営になった場合、利便性が損なわれるということはないでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

齋藤 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） 齊藤議員の御質問にお答えいたします。

直営になって利便性が損なわれるのではないかという懸念と受け止めました。

今回、直営にすることによりまして、これまで指定管理で行ってございました、水道光熱費や燃料費…そういったものは、直営で行いますので直接町がお支払いするような形になります。そういったことから、管理につきましては、公区の方での負担は減る形になるかなと思います。

また、除雪とか、草刈り等につきましては、引き続き公区の御協力を頂きながら実施をしてみたいと考えてございまして、利用方法についても、まれに発生いたしますお葬式の利用ですとか…そういったものも、直営管理したからといって使用できなくなるとかそういったことはございませんので、特に利活用についての御不便等はお掛けするものはないものと思っておりますのでございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 齊藤議員。

○6 番（齊藤好信君） 今まで公区が指定管理ということで、当然公区長とか…要するにドアの開け閉めとか…鍵は当然預けられたと思うのですが、そのへんは話し合いの中で、今までどおり…例えば公区長とか、公区会館の近くの方に鍵を預けるとか、そういう形で行うというふうに理解したのですけれども、よろしいですか。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤英夫 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） 齊藤議員の仰るとおり、鍵の管理等につきましては、今までどおりに行っていただくような形になります。ただ、公区の希望で、「町の方で管理してください」ということになれば、それはこちらの方でも受けていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） 1 点、質問したいと思います。8 会館存在して、6 会館が継続使用の意向があるとのことでございました。

使われなくなる見込みの 2 会館…どこどこなのか、行政として今後どのような扱いをしていく予定なのか伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤英夫 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） 小原議員の御質問にお答えいたします。

使用されなくなる公区会館…2 会館ですが、こちらは北町会館と新町会館になります。

今後の公区会館の方向性ですが、公区で使用する希望があるかどうかをまず確認していきたいと考えてございます。

その後、公区内での一般の方に公募をかけさせていただいて、そこでもなかった場合においては広く公募させていただいて、会館の取得希望がなかった場合においては、最終的に取壊しという形で進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 58 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 14 議案第 59 号「下川町役場居宅介護支援事業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 59 号 下川町役場居宅介護支援事業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法第 79 条第 1 項に基づき、指定居宅介護支援事業者としての指定を受けている下川町役場居宅支援事業所の設置根拠である、「下川町役場居宅介護支援事業所設置及び管理に関する条例」を令和 8 年 4 月 1 日に廃止するものであります。

廃止の理由を申し上げますと、改正された「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営

に関する基準」に基づき、居宅支援事業所の管理者は、常勤の主任介護支援専門員であることが義務付けられたことから、本事業所の管理者については、主任介護支援専門員を確保できないなどの理由から、令和3年4月1日より休止としており、令和8年3月31日付けで指定の期間も終了することとなります。

引き続き休止期間を延長する場合は、指定居宅介護支援事業者の指定の更新を行う必要がありますが、管理者として主任介護支援専門員を配置することが今後も困難であることから、本事業所を、この度、廃止することとしたものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 寺西健二 保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（寺西健二君） 議案第59号 下川町役場居宅介護支援事業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由に申し上げますとおおり、役場居宅介護支援事業所の管理者には、介護支援専門員の資格を有する職員を配置したところではございますけれども、平成30年1月に、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準…これが改正されまして、指定居宅介護支援事業者は、主任介護支援専門員の資格を有する常勤の管理者を置くことが義務付けられたところでございます。

その後の改正を含めまして、実は経過措置としまして、令和9年3月31日までは引き続き介護支援専門員を管理者とすることが可能となっておりましたけれども、提案理由で申し上げたとおり、令和8年3月31日付けでこの指定が終了するという事になったところでございます。

指定期間を終了するという事で、引き続き休止期間を延長するためには、管理者を主任介護支援専門員とした上で、居宅介護支援事業者としての指定の更新を受けなければならないところでございますけれども、申し上げますように配置することが困難ということでございますので、この度、居宅介護支援事業所を廃止するという事で、その設置根拠となります本条例を廃止するということでございます。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 桜木 誠 議員。

○1番（桜木 誠君） 議案第59号 下川町役場居宅介護支援事業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例、これに関連して、1点だけ質問をさせていただきたいと思っております。

本条例を廃止するに当たっては、例えば社会福祉審議会…これには条例の廃止ということになりますのでかけているかと思いますが、それ以外に、町内に民間の居宅介護支援事業所がありますし、稼働しておりませんが社会福祉協議会にもありますね、そういうところにいろいろ介護事業所がありますので、例えば福祉医療連携会議、あと地域包括ケア会議、若しくは担当段階での情報の共有とか、そういうことをされているかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
寺西保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（寺西健二君） ただいまの桜木議員の御質問にお答え申し上げます。
社会福祉審議会におかれましては、昨日、御了承を頂いております。
そのほかの機関につきましては、例えば福祉医療連携会議等につきましては、現時点では諮っております。あと、町内の居宅介護支援事業所につきましては、デイサービスセンター居宅介護支援事業所には、このように廃止ということにつきましては情報の共有を既に図っております。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） デイサービスなどとは情報の共有を図っているということでありましたが、居宅介護支援事業所…この役割としては、例えば介護認定を受ける方の申請の受付や、自宅で介護を受ける方が快適にサービスを受けられるようにケアプランの策定、あとは随時の訪問とか、そういう役割があるかと思うのです。

介護支援専門員 1 人当たりの担当できる人数が原則 44 名、要支援の方がいる場合は、計算方法が違って…若干増えるかと思いますが、実質は 30 名ちょっとがいっぱいかなと思うのです。そういうところをいろいろ考えると、これからの高齢化に伴って、増えることも考えられるかなというふうに私個人としてはちょっと思っているのです。

そういうところをいろいろ鑑みますと、民間事業所もありますし、いろんなところと情報共有を図りながら、快適な介護サービスが受けられるよう…先ほど町長の町政執行方針にもありました「高齢者等が自立した生活を送り、適切な介護予防サービスが受けられるよう、在宅における介護予防事業を推進する…」という言葉もありましたし、もう一つは「日常生活支援、介護サービスなどの相談支援…」というところもあったりしたものですから、より一層、介護サービスが低下しないように人材の継続的な確保…そういうところに努めていただくよう申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 59 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 15 議案第 60 号「下川町過疎地域持続的発展市町村計画について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 60 号 下川町過疎地域持続的発展市町村計画について、提案理由を申し上げます。
本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年に係る計画の原案につきまして、知事との協議が整いましたので、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。
過疎対策につきましては、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法が制定、令和 3 年には「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）」が施行され、様々な過疎対策が講じられてきたところであります。
今般、現行の下川町過疎地域持続的発展市町村計画が令和 7 年度をもって終期を迎えることから、令和 8 年度から令和 12 年度までを期間とする計画を策定するものであります。
その主な内容は、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「産業の振興」、「地域における情報化」、「交通施設の整備、交通手段の確保」、「生活環境の整備」、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「医療の確保」、「教育の振興」、「集落の整備」、「地域文化の振興等」、「再生可能エネルギーの利用の推進」、「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」に沿って、人口減少や少子高齢化などの課題解決に資する動きを加速させ、地域の自立に向けて持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、計画を策定するものであります。

す。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 中田豪之助 議員。

○4 番（中田豪之助君） 以前、私が質問というか…お願いしたと思うのですが、この過疎地域持続的発展市町村計画ですが、ほかの町村との比較とか、過去の計画との比較をするために、町のホームページへの掲載をお願いしますということを申し上げました。その時に「やります」ということだったと思うのですが、昨日時点でもまだアップされてなかったようなのですが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

蓑島 豪 総務企画課参事。

○総務企画課参事（蓑島 豪君） 中田議員の御質問にお答えします。

確かですね…ホームページに掲載していたと思うのですが…検索しても出てこなかったという形でしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 4 番 中田議員。

○4 番（中田豪之助君） ちょっと…朝バタバタしていたので、トップページの見出しのところになかったと、担当課のページとか…細かい検索はしていませんでした。そういう奥深いところにありますか。

○議長（我孫子洋昌君） 蓑島 総務企画課参事。

○総務企画課参事（蓑島 豪君） お答えいたします。大変失礼いたしました…もっと見やすいところから検索できるように処置したいと思います。

基本として国に報告しまして、ホームページへの掲載が義務付けられているものですから、していないということはないのですけれども、もっと見やすい形にしたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 60 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 16 議案第 61 号「令和 7 年度下川町一般会計補正予算（第 10 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 61 号 令和 7 年度下川町一般会計補正予算（第 10 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度一般会計の第 10 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 3,857 万 5,000 円を減額し、総額を 61 億 5,316 万 2,000 円とするものであります。

今回の補正の要因につきましては、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等に係るものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、基金管理事務及び地球温暖化対策推進事業に係る経費を、民生費では、自立支援給付事業及び山びこ学園運営事業に係る経費を計上しております。

農林業費では、森林づくり基金等管理事業に係る経費を、商工労働費では、観光協会事業交付金に係る経費を計上しております。

教育費では、中学校施設等管理事業及び青少年育成支援事業に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、町税、地方譲与税、地方交付税、諸収入などを計上しております。

次に、第 2 条の繰越明許費の補正につきましては、上川北部消防事務組合下川消防署で購入します水槽付消防ポンプ自動車について、製造が遅れており、年度内の納車が困難に

なったため、上川北部消防事務組合への負担金を繰越明許費として予算に定め執行するものであります。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、「下川町共生型住まいの場」の指定管理料について、物価高騰及び賃金水準の上昇等に伴い、限度額を変更するものであります。

第4条の地方債の補正につきましては、事業の確定等による変更となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本敏夫 総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第61号説明資料「補正予算概要書」に基づきまして、御説明をさせていただきます。

補正予算の要因につきましては、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等による補正でございまして、歳出の補正内容でございしますが、主な内容につきましては、地域おこし協力隊と会計年度任用職員の人件費の確定見込みによる減額、ふるさと納税等の指定寄附金の積立てによる増額でありますので、この部分につきましては補正予算概要書に記載のとおりでございしますので、説明を省略させていただきます。

その他緊急を要するもの、増減額の大きいものなどについて、この概要書で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

総務費でございします。基金管理事務1,463万7,000円の減額でございまして、普通交付税の追加交付による減債基金積立金、指定寄附金確定見込みによる減額が主なものでございます。

次に、総合行政情報システム運用事務1,465万7,000円の減額でございします。自治体情報システムの標準化・共通化に係る移行経費の確定、ガバメントクラウド利用料の執行見込みに伴う減額でございします。

次に、3ページをお願いいたします。

地球温暖化対策推進事業1,736万2,000円の増額でございします。こちらはオフセット・クレジット（J-V E R）の売払いの確定見込みに伴う増額でございします。

次に、民生費でございします。4ページをお願いいたします。

中段の「山びこ学園」運営事業108万9,000円の増額でございします。物価高騰による賄い材料費の増額のほか、執行見込みに伴う増額及び減額が主な内容でございまして、主なところは賄い材料費の部分でございします。

次に、衛生費でございします。5ページをお願いいたします。

下段の名寄地区衛生施設事務組合ごみ等処理事業でございまして、985万8,000円の減額でございします。名寄地区衛生施設事務組合負担金の確定見込みに伴う減額でございします。

次に、6ページをお願いいたします。農林業費です。

農業振興事業351万3,000円の減額でございします。こちらは農業振興事業補助金の確定見込みに伴う減額でございまして、内訳は記載のとおりでございします。

次に、7 ページでございます。

私有林整備支援事業 331 万 9,000 円の減額でございます。主な補助金は各記載のとおりでございます。確定見込みに伴う減額です。なお、私有林整備支援補助金の実績につきましては、記載のとおりでございます。

次に、林業・林産業振興事業 600 万円の減額でございます。林業・林産業振興事業補助金の執行見込みに伴う減額でございます。実績は記載のとおりでございます。

次に、8 ページでございます。

町有林整備事業 1,000 万円の減額でございます。こちらは町有林の主伐事業の委託料でございます。主伐生産量の減少に伴う減額でございます。

次に、商工労働費です。

下段の観光協会事業交付金でございます。170 万円の増額でございます。イベント運営経費に対する北海道から観光協会への補助金が予定よりも減額になったことに伴う実績でございます。町の交付金を増額するものでございます。

次に、9 ページでございます。土木費です。

快適住まいづくり促進事業 430 万円の減額でございます。快適住まいづくり促進事業補助金の執行見込みに伴う減額でございます。実績につきましては記載のとおりでございます。

次に、空き家対策総合支援事業 744 万 1,000 円の減額でございます。こちらも執行見込みに伴う減額でございます。活用が 3 件、解体が 10 件でございます。

次に、消防費です。

上川北部消防事務組合負担金 801 万 6,000 円の減額でございます。こちらも負担金の確定見込みでございます。

次に、教育費です。

中学校施設等管理事業 238 万 4,000 円の増額でございます。こちらは中学校管理に係る燃料費の増、そして修繕料…こちらは経年劣化による窓枠の修繕でございます。また、除雪時間数の増によって除雪委託料の増、こちらが主な要因となっているところでございます。

次に、10 ページでございます。

スクールバス購入事業 969 万 7,000 円の減額でございます。こちらは購入予定をしておりました車両でございますけれども、製造を停止していた期間がございまして、年度内の購入が困難なため、発注を取りやめたものでございます。なお、令和 8 年 2 月から各メーカー製造が再開されておりますので、こちらにつきましては、令和 8 年度で購入する予定でございます。

次に、12 ページをお願いいたします。

歳入の補正の内容です。

町税 100 万円の増、地方譲与税 510 万円の増、地方消費税交付金税 930 万円の増額でございます。こちらは見込みに伴う増額でございます。

次に、地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付でございます。8,440 万 9,000 円の増額でございます。

次に、国庫支出金、へき地児童生徒援助費等補助金 178 万円の減額でございます。こ

ちらは先ほどのスクールバスの発注の取りやめに伴う減額でございます。

次に、13 ページでございます。道支出金です。

農業構造転換支援事業補助金 2,380 万円の減額でございまして、こちらにつきましては、アスパラ自動選別機導入事業に係る補助金につきましては、補助要件を満たさなかったというところもあり、地域づくり総合交付金に変更したものでございます。併せまして、2,260 万円の交付金を増額するものでございます。

次に、住まいのゼロカーボン化推進事業補助金 174 万 9,000 円につきましては、補助金の採択に伴う増額でございます。

次に、寄附金でございます。

一般寄附金 1,738 万 8,000 円の減額、指定寄附金 369 万 3,000 円の増額でございまして、こちらは寄附金見込額の増減でございます。

次に、繰入金でございます。

財源調整に伴うものでございますが、財政調整積立基金繰入金 1 億 6,807 万 7,000 円の減額、ふるさとづくり基金繰入金 3,220 万円の減額でございます。

14 ページでございます。

諸収入、森林バイオマス吸収量活用推進協議会雑入 1,735 万円の増額でございまして、こちらは先ほどの J－V E R の売払い見込額の増額でございます。

最後に町債でございます。

こちらは実績及び見込みによる減額でございまして、2,110 万円の減額でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 61 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 17 議案第 62 号「令和 7 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 62 号 令和 7 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度介護保険特別会計の第 4 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 3,337 万円を減額し、総額を 4 億 4,808 万 3,000 円とするものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、歳出につきましては、事務事業の執行見込みにより、総務費、保険給付費、地域支援事業費を減額計上し、基金積立金を増額計上しております。

歳入につきましては、実績見込みにより、保険料、国庫支出金、道支出金、支払基金交付金等を減額し、財産収入を増額するほか、財源調整として一般会計繰入金を減額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,006 万 5,000 円を減額し、総額を 3 億 5,061 万 9,000 円とするものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、歳出につきましては、事務事業の確定及び執行見込みにより、総務費で減額し、サービス事業費、基金積立金を増額計上しております。

歳入につきましては、サービス見込み等により、サービス収入、寄附金、諸収入等を増額し、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 62 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 18 議案第 63 号「令和 7 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 63 号 令和 7 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度国民健康保険事業特別会計の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 6,811 万 6,000 円を減額し、総額を 4 億 2,177 万 4,000 円とするものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、歳出につきましては、子ども・子育て支援納付金の導入に伴うシステム改修に係る費用を増額、医療費等の執行見込みにより保険給付費を減額、額の確定に伴う国民健康保険事業納付金の減額、財源調整により基金積立金を減額、過年度分国庫返納金を増額計上しております。

歳入につきましては、被保険者の異動などにより保険税を減額、歳出の補正に伴い保険給付費等交付金を減額し、額の確定及び財源調整により繰入金金を減額、子ども・子育て支援納付金の導入に伴うシステム改修にかかる国庫支出金を増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 63 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 19 議案第 64 号「令和 7 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 64 号 令和 7 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度後期高齢者医療特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 408 万 6,000 円を減額し、総額を 6,978 万 4,000 円とするものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、歳出につきましては、保険料の収納見込みにより、北海道後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担金を減額、子ども・子育て支援納付金の導入に伴うシステム改修に係る委託料を増額計上しております。

歳入につきましては、保険料及び事務費繰入金を減額、子ども・子育て支援納付金の導入に係る国庫補助金を増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 64 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 20 議案第 65 号「令和 7 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 65 号 令和 7 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度下川町下水道事業会計の第 5 回目の補正予算でありまして、収益的収入において 2,611 万円を追加し、総額を 2 億 6,889 万 4,000 円とするほか、収益的支出において 1,794 万 2,000 円を増額し、総額を 2 億 6,260 万 7,000 円とするものであります。

また、資本的収入において 245 万 8,000 円を減額し、総額を 1 億 9,296 万 5,000 円とするほか、資本的支出において 253 万 3,000 円を減額し、総額を 2 億 6,350 万 6,000 円とするものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出では、収益的収入において、令和 7 年度決算見込みに係る消費税及び地方消費税還付金、長期前受金戻入、過年度損益修正益を増額するものであります。

収益的支出においては、事業の確定及び執行見込みにより、委託料を減額し、過年度資産減耗費を増額するものであります。

資本的収入及び支出では、資本的収入において、事業の確定に伴い、企業債を減額し、国庫補助金を増額するほか、資本的支出において、事業の確定に伴い、委託料等を減額するものであります。

第5条の企業債の補正につきましては、事業の確定による変更となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第21 議案第66号「令和7年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第66号 令和7年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第

5号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度下川町簡易水道事業会計の第5回目の補正予算でありまして、収益的収入において463万8,000円を追加し、総額を1億829万9,000円とするほか、収益的支出において753万8,000円を減額し、総額を2億7,363万9,000円とするものであります。

また、資本的収入において533万3,000円を減額し、総額を3,555万4,000円とするほか、資本的支出において499万2,000円を減額し、総額を3,757万2,000円とするものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出では、収益的収入において、水道使用料を減額計上するほか、他会計補助金及び令和7年度決算見込みに係る消費税及び地方消費税還付金、過年度損益修正益を増額計上するものであります。

収益的支出において、事業費の確定に伴い、委託料、手数料、工事請負費及び材料費等を減額計上するものであります。

資本的収入及び支出では、資本的収入において、事業費の確定に伴い、企業債を減額するほか、資本的支出において、工事請負費を減額し、簡易水道施設基金積立金を増額計上するものであります。

第5条の企業債の補正につきましては、事業の確定による変更となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 22 議案第 67 号「令和 7 年度下川町病院事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 67 号 令和 7 年度下川町病院事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度下川町病院事業会計の第 3 回目の補正予算でありまして、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 1,587 万 7,000 円減額し、収入総額を 5 億 5,695 万 5,000 円とし、病院事業費用を 335 万円減額し、支出総額を 6 億 1,500 万 6,000 円とするものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、収益的収入におきましては、入院患者数及び外来患者数の予定量に対する減少等により医業収益を減額し、医業外収益では、他会計補助金、国庫補助金及び道補助金を増額するものであります。

収益的支出におきましては、材料費及び経費における執行見込み等により医業費用を減額するものであります。

なお、収益的支出に対する収益的収入が不足する額 5,805 万 1,000 円につきましては、経費の削減に努め、不良債務が発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出において、資本的収入を 70 万円追加し、収入総額を 2,881 万 8,000 円とし、資本的支出を 161 万 7,000 円減額し、支出総額を 3,595 万 8,000 円とするものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、収入では、器械備品購入費の確定に伴い企業債を減額するほか、病院事業にふるさと納税等を寄附いただきましたことから寄附金を計上するものであります。

支出におきましては、器械備品購入費の確定により建設改良費を減額するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 羽場剛健 病院事務長。

○町立病院事務長（羽場剛健君） 私の方から、議案第 67 号 令和 7 年度下川町病院事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、お配りしております議案第 67 号説明資料の「補正予算概要書」により御説明申し上げます。

まず、令和 7 年度の業務の予定量の見込みでございますが、年間患者数につきましては、入院患者数では 1 万 950 人を予定しておりましたが、予定入院患者数に対して 1,861 人減の 9,089 人、1 日当たりでは 5.1 人減の 24.9 人の見込みであります。

外来患者数では 1 万 5,795 人を予定しておりましたが、予定患者数に対して 3,402 人減の 1 万 2,393 人、1 日当たりでは 14 人減の 51 人の見込みであります。

以上の状況から、収益的収入では、医業収益の入院収益で 3,615 万円の減額、外来収益で 2,025 万 7,000 円を減額計上するものであります。

医業外収益では、他会計補助金において、病院事業資金確保のため、一般会計補助金 3,000 万円、休日における医師派遣に伴う経費等に対する国保会計繰入金 36 万 8,000 円を増額計上するものであります。

また、国庫補助金において、これは令和 7 年度の国の補正予算関連でございますが、医療分野における賃上げ物価上昇に対する支援金として、病院物価支援金 955 万 1,000 円を計上しております。

また、道補助金において、医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金として 61 万 1,000 円を増額計上するものであります。

次に、収益的支出では、医業費用、材料費と経費においては、予定量見込みによりそれぞれ減額計上するものであります。また、診療材料費を減額補正することから、議案の第 7 条において、たな卸資産購入限度額を 5,023 万円としております。

次に、資本的収入では、器械備品購入額の確定に伴い、財源であります企業債 150 万円を減額するほか、ふるさと納税において病院事業に寄附頂きましたことから、寄附金 220 万円を増額計上しております。寄附件数といたしましては 153 件となっております。

次に、資本的支出では、建設改良費、資産購入費において、医療機器等購入費の確定に伴い 161 万 7,000 円を減額計上するものであります。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 67 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 23 議案第 68 号「令和 8 年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 68 号 令和 8 年度下川町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第 6 期下川町総合計画などにに基づき、町政執行方針で申しあげました主要施策に伴う予算を計上し、総額 61 億 9,600 万円、対前年度比 2.1%増で計上したところであります。

まず、歳出では、義務的経費で 20 億 823 万 1,000 円を計上し、前年度対比 2.1%の増、投資的経費では 10 億 355 万 7,000 円を計上し、前年度対比 1.2%の減、その他の経費では 31 億 8,421 万 2,000 円を計上し、前年度対比 3.3%の増となります。

次に、主な事業概要を申し上げますと、総務費では、職員人材育成事業、自治体DX推進事務、テレビ難視聴地域対策事業、地域インターネット運用事務、ふるさと納税促進事業、中間支援組織との協働・連携事業、SDGs パートナシップセンター事業、地球温暖化対策推進事業、危機管理対策事業、生活サポート地域公共交通事業、宅配等事業、公区活動支援事業を、民生費では、医療給付事業、福祉医療連携事業、高齢者見守り事業、介護予防生活支援事業、自立支援給付事業、認定こども園運営事業、山びこ学園運営事業を計上しております。

衛生費では、定期予防接種事業、生活習慣病予防事業、がん検診事業、歯科診療所誘致事業、母子保健事業、廃棄物処理施設管理運営事業、名寄地区衛生施設事務組合ごみ等処理事業、墓地・火葬場施設等管理事業を、農林業費では、農業費で、農業振興事業、フルーソトマト選果場整備事業、新規就農者等支援事業、新規就農者確保対策事業、畜産担い手育成総合整備事業、農業農村基盤整備調査事業を、林業費では、私有林整備支援事業、林業・林産業振興事業、有害鳥獣捕獲等事業、林道網整備事業、産業間DX推進事業、町有林整備事業を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業、特定地域づくり事業、五味温泉施設管理事業及び改修事業、企業・団体との経済交流事業、一の橋バイオビレッジ創造事業、特用林産物栽培研究所運営事業を、土木費では、道路橋梁河川維持補修事業、町道整備事業、町道除排

雪事業、除排雪車両購入事業、快適住まいづくり促進事業、空き家対策総合支援事業、都市計画マスタープラン改定事業、公営住宅及び町営住宅整備事業を計上しております。

教育費では、下川商業高等学校入学促進事業、小中一貫教育推進事業、小・中学校施設等管理事業及び改修事業、部活動支援事業、スクールバス購入事業、学校給食共同調理場管理運営事業、未来人材育成事業、図書室・児童室運営事業、スポーツ推進事業を計上しております。

歳入では、町税で 0.9%増の 3 億 5,281 万 9,000 円、地方交付税では 2.4%増の 30 億 1,000 万円を計上しております。

また、国及び道支出金では 9.1%増の 7 億 5,967 万 1,000 円を計上しております。

繰入金では、財政調整積立基金 2 億 6,851 万 3,000 円、ふるさとづくり基金 3,831 万円など、基金繰入金全体で 3 億 7,537 万 3,000 円を計上しております。

町債では、投資的事業等に伴い 8 億 6,840 万円を計上しております。

次に、第 2 条の継続費につきましては、「末広団地公営住宅建設事業」に関し、発注後、完成までに 1 年を超えることから、継続費として予算に定め、執行するものでございます。

次に、第 3 条の債務負担行為につきましては、「令和 8 年度北海道市町村備荒資金組合車両譲渡資金元利償還金及び防災資機材譲渡資金元利償還金」について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、第 4 条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

次に、第 5 条の一時借入金につきましては、借入最高額を 17 億円に定めるものであります。

以上、令和 8 年度下川町一般会計予算の概要を申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 68 号については、予算審査特別委員会を設置して、付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、予算審査特別委員会を設置し、同特別委員会に付託することに決

定いたしました。

次に、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、

1 番 桜木 誠 議員、

2 番 奥崎裕子 議員、

3 番 小原仁興 議員、

4 番 中田豪之助 議員、

5 番 大西 功 議員、

6 番 斉藤好信 議員、

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長（神野みゆき君） お知らせいたします。

予算審査特別委員会委員は、応接室にお集まり願います。

休 憩 午後 2 時 2 2 分

再 開 午後 2 時 2 6 分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、6 番 斉藤好信 議員。

副委員長には、5 番 大西 功 議員。

以上のとおり決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第24 議案第69号「令和8年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第25 議案第70号「令和8年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」及び、日程第26 議案第71号「令和8年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 69 号 令和 8 年度下川町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本町の介護保険事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が安心して続けられるように、介護及び介護予防のサービスを適切に提供してまいります。

本案は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分して提案するものでありまして、介護保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 4,905 万円とするものであります。

歳入につきましては、第 1 号被保険者の保険料、国・道支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、繰入金などを計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、介護保険事業計画に基づく保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 6,720 万円とするものであります。

歳入につきましては、サービス収入、繰入金及び繰越金などを計上しております。

次に、歳出につきましては、総務費のほか、各種サービスに必要な事業費、施設整備費、基金積立金及び公債費などを計上しております。

次に、第 2 条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

次に、第 3 条の一時借入金につきましては、借入最高額を介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定ともそれぞれ 3,000 万円と定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

議案第 70 号 令和 8 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 7,491 万円とするものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税のほか、道支出金、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費などを計上しており、医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、第 2 条の一時借入金につきましては、借入最高額を 5,000 万円と定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

議案第 71 号 令和 8 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8,810 万円とするものであります。

歳入につきましては、保険料、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上してお

ります。

次に、第2条の一時借入金につきましては、借入最高額を5,000万円と定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第69号から議案第71号までは、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第27 議案第72号「令和8年度下川町下水道事業会計予算」、日程第28 議案第73号「令和8年度下川町簡易水道事業会計予算」及び、日程第29 議案第74号「令和8年度下川町病院事業会計予算」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第72号 令和8年度下川町下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

下水道事業につきましては、町民の公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道及び個別排水処理施設の効率的で適切な管理運営に努めてまいります。

令和8年度の下水道事業運営方針として、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の計画的な更新を進めるとともに、適切な維持管理に努め、引き続き経営の効率化・健全化を推進し、必要な体制の整備を図ってまいります。

予算編成の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出については、収入では、営業収益として、下水道使用料及び個別排水処理施設使用料のほか、営業外収益の一般会計補助金等を含め、収入総額2億5,541万1,000円を計上しております。

支出では、営業費用として、施設の維持管理に必要な管渠費、処理場費、総係費、減価償却費のほか、営業外費用では、企業債支払利息等を含め、支出総額2億5,311万8,000円を計上しております。

次に、資金的収入及び支出につきましては、収入では、企業債借入金のほか、償還元金に係る一般会計出資金及び国庫補助金を含め、収入総額2億3,521万6,000円を計上しております。

支出では、下川浄化センター整備事業費のほか、幸町マンホールポンプ所整備事業費、企業債償還元金等を含め、支出総額3億1,212万4,000円を計上しております。

この結果、収支において7,690万8,000円の不足となりますが、この不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度損益勘定留保資金で補填する計画であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

議案第73号 令和8年度下川町簡易水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

簡易水道事業につきましては、安全安心な水道水を町民に供給することを目的に、簡易水道施設の効率的で適切な管理運営に努めてまいります。

令和8年度の簡易水道事業運営方針として、「簡易水道事業全体計画」に基づき、水道施設の計画的な更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「水道事業における経営戦略」に基づき、収支均衡に必要な効率化・経営健全化のための取組方針について、検討を進めてまいります。

予算編成の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出につきましては、収入では、営業収益として、水道使用料等のほか、営業外収益として、企業債支払利息に係る一般会計補助金等を含め、収入総額1億988万円を計上しております。

支出では、営業費用として、施設の維持管理に必要な経費、総係費、減価償却費のほか、営業外費用では、企業債支払利息等を含め、支出総額2億6,476万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債借入金のほか、償還元金に係る一般会計出資金等を含め、収入総額1,236万円を計上しております。

支出では、配給水施設整備事業のほか、企業債償還元金、基金積立金等を含め、支出総額1,448万9,000円を計上しております。

この結果、収支において212万9,000円の不足となりますが、この不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填する計画であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

議案第74号 令和8年度下川町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

病院事業につきましては、超高齢化社会に対応した医療、介護、福祉等の総合的な視点をもって、町民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、地域に適した医療提供体制を維持し、安定した病院運営を進めてまいりたいと考えております。

令和8年度の病院事業運営方針として、1日平均患者数を入院では30人、外来では65人に設定し、診療体制につきましては、内科医師2名のほか、旭川医大等及び北海道地域医療振興財団からの医師派遣を継続し、安定した診療体制を図り、患者サービスの質の向上に努めてまいります。

予算編成の概要を申し上げますと、収益的収入では、入院及び外来の診療収益のほか、健康診断等による医業収益、さらに一般会計補助金などの医業外収益等を含め、収入総額5億7,238万7,000円を計上しております。

次に、支出につきましては、医業費用として、職員給与費、診療材料費、経費等で6億

2,476 万 9,000 円を計上しております。

この結果、収益的収支において 5,238 万 2,000 円の欠損が生じることになりますが、これにつきましては、経営方針、目標などを設定し、経営努力を進めるとともに、不良債務が生じないように努めてまいりたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債償還元金に係る一般会計出資金のほか、器械備品購入に伴う一般会計からの他会計負担金を合わせて収入総額 457 万 1,000 円を計上しております。

また、支出におきましては、ポータブル超音波検査装置の更新に伴う器械備品購入費のほか、企業債償還元金を含めて支出総額 1,067 万 8,000 円を計上しております。

その結果、収支において 610 万 7,000 円の不足となりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填する計画であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま議題となっています議案第 72 号から議案第 74 号までは、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 30 報告第 12 号「下川町の環境保全の状況と施策について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第 12 号 下川町の環境保全の状況と施策について、御報告申し上げます。

はじめに、「地球温暖化関係」につきましては、本町の総体面積の約 9 割を占めている森林は、人工林の適正な管理によって、二酸化炭素の吸収源として温室効果ガス削減に大きく貢献していることから、これまで取り組んできた循環型森林経営を基盤とする、持続可能な森林づくりを継続し、二酸化炭素を持続的に吸収固定できる森林資源管理に努めてまいります。

また、省エネルギー対策の推進とともに、地域資源である森林バイオマスを中心とした再生可能エネルギーの利用により、今後も二酸化炭素の排出削減に向けた取組を推進してまいります。

次に、「水質汚濁関係」であります。本町を流れる各河川について、環境基本法に基づき、生活環境の保全に関する環境基準項目に関し、水質調査を実施しており、全ての河川において環境基準を下回っております。今後も継続して状況等の把握に努め、水質汚濁の防止に努めてまいります。

「大気汚染関係」「騒音・振動関係」につきましては、特に問題は発生しておりませんが、各種調査による状況把握と監視・指導などにより、町民の快適な生活環境の確保に努めてまいります。

なお、本件につきましては、2 月 16 日に開催した環境保全対策審議会に諮り、御意見

を伺っているところであります。

最後になりますが、本町では、町民の皆さまを始め、関係団体などの御協力をいただき、様々な環境保全活動が実施されており、今後も町民、事業者、行政が一体となって環境保全に努めてまいります。

以上申し上げまして、下川町の環境保全の状況と施策についての報告とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告第 12 号を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 31 報告第 13 号「下川町新型インフルエンザ等対策行動計画について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第 13 号 下川町新型インフルエンザ等対策行動計画について、御報告申し上げます。

平成 24 年 5 月に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 1 項において、都道府県行動計画に基づき、市町村長は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めることとされており、本町におきましても、基本的方針や役割などを定めた「下川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成 28 年 3 月に策定したところです。

その後、令和 2 年 1 月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受け、未曾有の感染症危機において、刻一刻と変化する事象に対し、様々な取組が行われてきたことは記憶に新しいところです。

この新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や、様々な感染症による危機への対応ができる社会を目指すことを目的に、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」や「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定されました。

これを受け、本町におきましても、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、「下川町感染症対策マニュアル」に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、感染症の有事に際し、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくことで、町民に安心して暮らしていただけるよう、「下川町新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行ったところです。

なお、本行動計画の改定に当たりましては、関係機関や下川町社会福祉審議会の御意見を伺っているところであります。

以上申し上げまして、下川町新型インフルエンザ等対策行動計画についての報告とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告第 13 号を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会とします。なお、3月定例会議の再開は、3月11日、午前10時ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後2時47分 散会